

約款改訂の内容について<2026年2月1日～>

【賃貸のオーナーさま向け】

約款種別	該当箇所	改定前	改定後（2026年2月1日～）
・東京ガスTESメンテナンスサービス契約制度賃貸オーナー契約から切り替えのお客さま向け特約	全条文（新規追加）	項目なし	<p>1条（定義） 東京ガスのガス機器スペシャルサポート賃貸オーナーさま向け基本サービス約款（以下「基本約款」といいます。）に定義する用語は、特に断りがない限り、本特約でも同一の意味を有するものとします。</p> <p>第2条（適用等） 本特約は、当社と東京ガスTESメンテナンスサービス契約賃貸オーナー契約（以下「TESメンテ賃貸オーナー契約」といいます。）を締結していただいたお客さまのうち、原則として、TESメンテ賃貸オーナー契約の終了日までにお客さまが基本約款に基づき基本サービスを申し込まれ、かつ、同日までに当該お申込みが当社により承諾されている方が、基本サービスのサービス提供を受ける場合に適用されます。</p> <p>ただし、基本サービスお申込み時に、第3条に定めるサービス開始日からのサービス開始を希望されない旨を当社にお申出いただいたお客さまには、本特約を適用しません。</p> <p>第3条（基本サービスの提供期間） 基本約款第4条第1項の定めにかかわらず、本特約が適用されるお客さまに対する基本サービスのサービス開始日は、以下に定める日とします。</p> <p>① 当社が、TESメンテ賃貸オーナー契約の終了日が属する月の15日までに、基本サービスの申込みを承諾した場合 TESメンテ賃貸オーナー契約の終了日が属する月の翌月の1日</p> <p>② 当社が、TESメンテ賃貸オーナー契約の終了日が属する月の16日から同月末までの間に、基本サービスの申込みを承諾した場合 TESメンテ賃貸オーナー契約の終了日が属する月の翌々月の1日</p> <p>第4条（買い替え特典） 基本約款第4条第1項の定めにかかわらず、本特約が適用されるお客さまに対する買い替え特典の提供は、前条の基本サービスのサービス開始日から開始します。</p> <p>第5条（基本契約の準用等）</p> <p>1. 本特約は、基本約款と不可分の一体を成すものであり、本特約に定める条項は基本約款に定める条項に優先して適用されるものとします。また、本特約に定めのない事項は基本約款に準じるものとし、特段別意に解すべき条項を除き、基本約款に定める条項が準用されます。</p> <p>2. 本特約の規定内容は当社ホームページ掲載の最新の本特約によるものとします。</p> <p>（附則） この特約は、2026年2月1日から2028年3月31日までの適用とします。</p>